

高 知 県 開 発 許 可 技 術 基 準 新 旧 対 照 表  
新 旧

第3節 基本事項

8 開発行為に伴い設置される公共施設の管理（法第39条）

- (1) 公的主体に帰属させることとする。ただし、やむを得ず開発者等が管理する場合であっても、当該公共施設用地の所有権のみは公的主体に帰属させ、管理協定を締結する等適切な管理をすること。
- (2) (1)にかかわらず、別段の定めをした場合はこの限りでない。

第4節 技術基準

2 公共の空地（法第33条第1項第2号）

2-1 道路（政令第25条第1号～第5号）

(1) 幅員

エ 幹線道路、区画道路（政令第25条第2号、第25条第3号、条例第6条）

(イ) 区画道路

原則として表A(技-11頁)に示す幅員とするが、開発区域の規模、予定建築物の用途、区画道路の延長及び形状により、やむを得ないと認められる場合は、表B(技-13頁)に示す幅員とすることができる。

注1～5省略

6 原則として、道路敷地内に電柱等を設置しないこと。

(削除)

第3節 基本事項

8 開発行為に伴い設置される公共施設の管理（法第39条）

公的主体に帰属させることとする。ただし、やむを得ず私有地のまま管理される場合は、当該公共施設の土地について分筆を行い、管理協定を締結する等適切な管理をすること。

第4節 技術基準

2 公共の空地（法第33条第1項第2号）

2-1 道路（政令第25条第1号～第5号）

(1) 幅員

エ 幹線道路、区画道路（政令第25条第2号、第25条第3号、条例第6条）

(イ) 区画道路

a 原則として表A(技-11頁)に示す幅員とするが、開発区域の規模、予定建築物の用途、区画道路の延長及び形状により、やむを得ないと認められる場合は、表B(技-13頁)に示す幅員とすることができる。

注1～5省略

(新規)

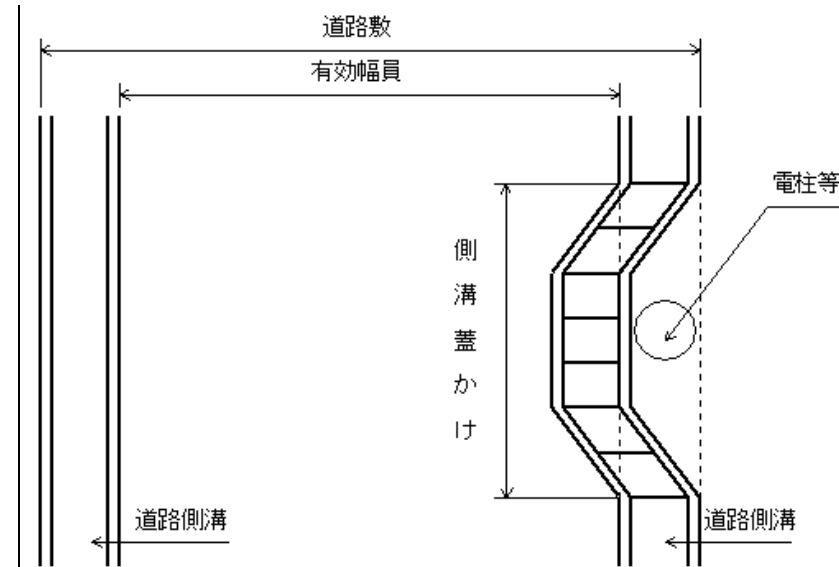
b 真にやむを得ず、道路敷内に電柱、標識等を建立する場合は、道路側溝に蓋をかける等により有効幅員を確保すること。

(2) 道路の構造 (法第 33 条第 1 項第 2 号) 省略

(3) 無電柱化について

無電柱化の推進に関する法律(平成 28 年法律第 112 号。以下「無電柱化法」という。)第 12 条前段において、関係事業者は、社会資本整備重点計画法(平成 15 年法律第 20 号)第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる事業(道路の維持に関するものを除く。)、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにすることとされている。

国の技術的助言(※)では、「その他これらに類する事業」には都市計画法第 29 条の開発許可を受けて行う開発行為に関する事業も含まれると解されており、開発行為により新たに設置される道路(以下「開発道路」という。)においても無電柱化(電線を地下に埋設する



(2) 道路の構造 (法第 33 条第 1 項第 2 号) 省略

(新規)

ことその他の方法により、電柱又は電線の道路上における新たな設置を抑制することをいう。）が求められるため、開発許可の事前相談の段階から、道路管理者との公共施設管理者協議を行うこと。

また、道路管理者に引き継がれない開発道路（私道）等であっても、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保及び良好な景観の形成等の観点から、可能な限り無電柱化の実施を検討すること。

(※) 無電柱化の推進に関する法律を踏まえた開発許可制度の運用について（技術的助言）（令和2年3月19日付国都計第133号国土交通省都市局都市計画課長通知）

## 2-2 公園、緑地又は広場（法第33条第1項第2号）

### (1) 適用範囲（政令第25条第6号、第7号、省令第21条）

公園・・・主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震災等の災害時の避難等の用に供することを目的とするもの

(削除)

(削除)

緑地・・・主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上及び緑道の用に供することを目的とするもの

広場・・・主として歩行者等の休息、鑑賞、交流等の用に供することを目的とするもの

開発の目的・規模	公園等の規模	施設の種類
住宅	0.3ha～ 5.0ha	全体面積が開発面積の3%以上 公園、 <u>緑地</u> 、広場
	5.0ha～	全体面積が開発面積の3%以上 公園

## 2-2 公園、緑地又は広場（法第33条第1項第2号）

### (1) 適用範囲（政令第25条第6号、第7号、省令第21条）

公園・・・主として住民の遊戯、運動、その他レクリエーション、災害時の避難場所等として利用できるもの

緩衝緑地・・・工場等より発生する騒音、震動、悪臭などの公害の防止や緩和、災害の防止等や、開発区域周辺との景観の調和を目的としたもの

都市緑地・・・主として開発区域周辺の自然環境の保全・改善及び景観の向上を目的としたもの

(新規)

広場・・・主として住民の集会、行事等の交流の場所として利用できるもの

開発の目的・規模	公園等の規模	施設の種類
住宅	0.3ha～ 5.0ha	全体面積が開発面積の3%以上 公園、 <u>都市緑地</u> 、広場
	5.0ha～	全体面積が開発面積の3%以上 公園

	20ha	1箇所 300㎡ 以上 1,000㎡ 以上が 1 箇所以上	
	20ha～	全体面積が開発面積の 3% 以上 1 箇所 300㎡ 以上 1,000㎡ 以上が 2 箇所以上	公園
住宅 以外	0.3ha～ 5.0ha	全体面積が開発面積の 3% 以上	公園、 <u>緑地</u> 、広場
	5.0ha～ 20ha	全体面積が開発面積の 3% 以上 1 箇所 300㎡ 以上 1,000㎡ 以上が 1 箇所以上	公園、 <u>緑地</u> 、広場
	20ha～	全体面積が開発面積の 3% 以上 1箇所 300㎡ 以上 1,000㎡ 以上が 2 箇所以上	公園、 <u>緑地</u> 、広場

	20ha	1箇所 300㎡ 以上 1,000㎡ 以上が 1 箇所以上	
	20ha～	全体面積が開発面積の 3% 以上 1 箇所 300㎡ 以上 1,000㎡ 以上が 2 箇所以上	公園
住宅 以外	0.3ha～ 5.0ha	全体面積が開発面積の 3% 以上	公園、 <u>都市緑地</u> 、広場、 <u>緩衝緑地</u>
	5.0ha～ 20ha	全体面積が開発面積の 3% 以上 1 箇所 300㎡ 以上 1,000㎡ 以上が 1 箇所以上	公園、 <u>都市緑地</u> 、広場、 <u>緩衝緑地</u>
	20ha～	全体面積が開発面積の 3% 以上 1箇所 300㎡ 以上 1,000㎡ 以上が 2 箇所以上	公園、 <u>都市緑地</u> 、広場、 <u>緩衝緑地</u>

### 3 排水施設

#### 3-1 排水施設（法第 33 条第 1 項第 3 号）

##### (1) 排水施設の勾配・断面等（政令第 26 条、省令第 22 条）

イ 開発区域内の排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、開発区域内の下水を有効、かつ、適切に排出することができるように、下水道、排水路その他の排水施設又は河川その他の公共の水域若しくは海域に接続していること。

この場合において、放流先の排水能力がなくやむを得ないと認められるときは、放流先の河川、水路を改修するか、又は雨水に限り区域内において一時雨水を貯留する洪水調整池や雨水を浸透処理する浸透施設を設けること。

ウ 雨水（処理された汚水及びその他の汚水でこれと同程度以上に清浄なものを含む。）以外の下水は、原則として、暗渠によって排出できる

### 3 排水施設

#### 3-1 排水施設（法第 33 条第 1 項第 3 号）

##### (1) 排水施設の勾配・断面等（政令第 26 条、省令第 22 条）

イ 開発区域内の排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、開発区域内の下水を有効、かつ、適切に排出することができるように、下水道、排水路その他の排水施設又は河川その他の公共の水域若しくは海域に接続していること。

この場合において、放流先の排水能力がなくやむを得ないと認められるときは、放流先の河川、水路を改修するか、又は雨水に限り区域内において一時雨水を貯留する洪水調整池を設けること。

ウ 雨水（処理された汚水及びその他の汚水でこれと同程度以上に清浄なものを含む。）以外の下水は、原則として、暗渠によって排出できる

ように定められていること。

a 計画雨水量

$$Q = \frac{1}{360} * C * I * A \quad (\text{合理式})$$

Q : 計画雨水量 [l/sec]、A : 集水面積 [ha]、  
I : 降雨強度 [mm/hr]

$$I = \frac{a}{t n + b} \quad (\text{クリーブランド型降雨強度式})$$

t n : 継続時間 [min]、n, a, b : 地方定数

※ 降雨確率年は、集水面積が 1.0ha 未満の場合は 10 年とし、集水面積が 1.0ha 以上の場合は 30 年とする。

※ 地方定数については高知県土木部河川課がHPで公表している降雨強度式を参考とし、継続時間は 10 分として差し支えない。

C : 流出係数	開発後	ゴルフ場、運動場等	0.80
		上記以外	0.90
	開発前	山林、畑	0.60
		田	0.75
		住宅地	0.90

b 排水路の流量

$$Q = A * V \quad (\text{マンニングの式})$$

Q : 流量 [m<sup>3</sup>/sec]

A : 排水路の断面積 [m<sup>2</sup>]

V : 流速 [m/sec]

$$V = \frac{1}{n} * R^{2/3} * I^{1/2}$$

ように定められていること。

a 計画雨水量

$$Q = \frac{1}{360} * C * I * A \quad (\text{合理式})$$

Q : 計画雨水量 [l/sec]、A : 集水面積 [ha]、  
I : 降雨強度 [mm/hr]

$$I = \frac{a}{t n + b} \quad (\text{クリーブランド型降雨強度式})$$

t n : 継続時間 [min]、n, a, b : 地方定数

※ 降雨確率年は、集水面積が 1.0ha 未満の場合は 10 年とし、集水面積が 1.0ha 以上の場合は 30 年とする。

※ 地方定数については高知県土木部河川課がHPで公表している県下主要観測所の短時間降雨強度より、開発区域に最も近い観測所の強度式を参考とし、継続時間は 10 分として差し支えない。

C : 流出係数	開発後	ゴルフ場、運動場等	0.80
		上記以外	0.90
	開発前	山林、畑	0.60
		田	0.75
		住宅地	0.90

b 排水路の流量

$$Q = A * V \quad (\text{マンニングの式})$$

Q : 流量 [m<sup>3</sup>/sec]

A : 排水路の断面積 [m<sup>2</sup>]

V : 流速 [m/sec]

$$V = \frac{1}{n} * R^{2/3} * I^{1/2}$$

n：粗度係数

プレキャストコンクリート製品の場合 0.013

現場打ちコンクリートの場合 0.015

R：径深 [m] = A/P

P：潤辺長 [m]

I：勾配（分数又は少数）

3-2 洪水調整池 省略

### 3-3 浸透施設

浸透施設を設ける場合は、原則として、建設省建設経済局民間宅地指導室監修「宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針の解説」によること。

6 防災・安全措置（法第33条第1項第7号、政令第28条）

6-2 がけ面の保護（省令第23条）

(3) 擁壁の構造・能力（省令第27条）

オ 擁壁には、その裏面の排水をよくするため、水抜穴が設けられ、水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利等の透水層が設けられていること。

ただし、空積造その他擁壁の裏面の水が有効に排水できる構造のもの（構造上水抜穴に代わるスペースが確保されている擁壁）にあっては、この限りでない。

第5節 小規模開発に伴う調整池設計基準

11 洪水吐き

調整池には、洪水を処理するための洪水吐きを設けるものとする。

洪水吐きは、200年に1回起こるものと想定される当該調整池の最上流部の流量の1.2倍以上の流量を放流しうるものとする。

n：粗度係数

プレキャストコンクリート製品の場合 0.015

現場打ちコンクリートの場合 0.025

R：径深 [m] = A/P

P：潤辺長 [m]

I：勾配（分数又は少数）

3-2 洪水調整池 省略

### (新規)

6 防災・安全措置（法第33条第1項第7号、政令第28条）

6-2 がけ面の保護（省令第23条）

(3) 擁壁の構造・能力（省令第27条）

オ 擁壁には、その裏面の排水をよくするため、水抜穴が設けられ、水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利等の透水層が設けられていること。

ただし、空積造その他擁壁の裏面の水が有効に排水できる構造のものにあっては、この限りでない。

第5節 小規模開発に伴う調整池設計基準

11 洪水吐き

調整池には、洪水を処理するための洪水吐きを設けるものとする。

洪水吐きは、200年に1回起こるものと想定される当該調整池の最上流部の流量(100年の1.2倍)の1.2倍以上の流量を放流しうるものとする。

| る。 (100年の1.44倍)